

# 島田市国際交流協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、島田市国際交流協会（以下「協会」）という。

(目的)

第2条 協会は、国際交流に関わる全ての人たちの友好親善を基調として、教育、文化、スポーツ及び産業経済等の広範な国際交流並びに国際協力を推進し、国際時代にふさわしい島田市の発展に寄与するとともに、世界平和の進展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流及び国際協力に関する事業
- (2) 国際理解を推進するための啓発事業
- (3) 会員相互の交流を図る事業
- (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

第4条 会員は、協会の目的に賛同して入会した個人、家族、団体及び法人とする。

2 会員は、第6条に規定する会費を12月末日までに納入しなければならない。

## 第3章 入会及び退会

(入会)

第5条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長へ提出し、その承認を受けなければならない。

(会費)

第6条 会費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 個人会費 年間1口 2,000円
- (2) 家族会費 年間1口 3,000円
- (3) 団体・法人会費 年間1口 10,000円

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

2 会員が死亡し、又は会員である団体若しくは法人が解散し、若しくは消滅したときは、退会したものとみなす。

3 会員が3月末日をもって、当該年度の会費を未納であったときは、退会したものとみなす。

(会費の不返還)

第8条 退会したものの既納の会費は、返還しない。

## 第4章 役員

### (役員)

第9条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 3人以内
- (3) 会 計 1人
- (4) 理 事 19人以内
- (5) 監 事 2人

2 理事は、友好委員会から選出された3人以内の会員及び行政関係者とする。

3 友好委員会及び行政関係者に関する必要な事項は、別に定める。

### (役員を選任等)

第10条 会長は、総会において会員の中から選任する。

2 副会長及び会計は、総会において理事の中から選任する。

3 監事は、総会において会員の互選により選任する。

4 理事及び監事は、兼ねることができない。

5 名誉顧問及び顧問は、理事会において推薦し、総会の承認を得て委嘱する。

### (役員職務)

第11条 会長は、協会を代表し、協会の業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。

3 会計は、協会の会計を総括する。

4 監事は、協会の業務及び会計状況を監査する。

### (委任及び代理)

第12条 会長は、その職務の一部を副会長に委任し、又は代理させることができる。

### (役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第5章 総会

### (総会の構成と種別)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

### (総会の開催)

第15条 定期総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 会員の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により開催の請求があつ

たとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第17条 総会で審議する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他協会の運営に関する重要な事項

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、総会の出席者の互選とする。

(総会の定足数及び議決)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

2 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、再度、理事会へ差し戻すものとする。

3 総会の出席は委任状を以って、これに代えることができる。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 出席した会員の数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第21条 理事会は、会長、副会長、会計及び理事をもって構成する。

2 理事会は、必要があると認めるときは、有識者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(理事会の開催)

第22条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により開催の

請求があったとき。

(理事会の招集)

第23条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の権能)

第24条 理事会の議決を経なければならない事項は、次に掲げるものとする。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その他総会の議決を要しない協会の業務の執行に関する事項

(理事会の議長)

第25条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決)

第26条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の出席は委任状をもって、これに代えることができる。

(理事会の議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 出席した理事の数

(3) 議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

## 第7章 事務局

(事務局の設置等)

第28条 協会の事務を処理するため、事務局（島田市中央町1番の1 文化資源活用課内）を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章 資産

(資産の構成)

第29条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 基金

(4) 寄附金品

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生ずる収入

(7) その他の収入

(資産の管理)

第30条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

2 前条第3号に掲げる基金については、協会事業の目的のほかに使用してはならない。

3 前条第3号に掲げる基金のうち、協会設立時の基金については、関係友好委員会事業の目的のほかに使用してはならない。

第9章 事業年度等

(事業年度及び会計年度)

第31条 協会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 協会の事業計画及び収支予算は、事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第33条 協会の事業報告及び収支決算は、事業年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、総会の認定を得なければならない。

第10章 解散

(解散)

第34条 協会は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ解散することはできない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決により決定した団体に寄附するものとする。

第11章 雑則

(委任)

第35条 この規約の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年度設立総会の議決の日から施行する。

(役員の特例)

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に最初に第11条の規定により選任され、又は任命される役員の特例は、第14条第1項本文の規定にかかわらず、選任され、又は任命された日から平成27年3月31日までとする。

(事業年度の特例)

3 平成25年度の協会の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、施行日から平成26

年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。